

2020年3月12日

各位

不動産投資信託証券発行者
さくら総合リート投資法人
代表者名 執行役員 杉原 亨
(コード番号 3473)

資産運用会社
スターアジア投資顧問株式会社
代表者名 代表取締役社長 加藤 篤志
問合せ先
取締役兼財務管理部長 菅野 顕子
TEL: 03-5425-1340

投資主による仮処分申立ての取下げに関するお知らせ

さくら総合リート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、2020年2月21日付公表の「投資主による投資主提案議題等記載仮処分の申立てに関するお知らせ」でお知らせしたとおり、本投資法人の投資主であるギャラクシー・ジェイリート・ピーティワイ・リミテッド（以下「本申立投資主」といいます。）より、2020年3月30日開催予定の投資主総会（以下「本投資主総会」といいます。）に関し、投資主提案の内容を招集通知及び投資主総会参考書類に記載することを求める仮処分命令の申立て（以下「本申立て」といいます。）を受けていましたが、今般、東京地方裁判所より、本申立てが本申立投資主により取り下げられたとの連絡を受けましたので、お知らせいたします。

記

1. 取下げがなされた日
 - (1) 取下げがなされた裁判所：東京地方裁判所
 - (2) 受理年月日：2020年3月11日
2. 本申立てを提起した投資主
 - (1) 名称：ギャラクシー・ジェイリート・ピーティワイ・リミテッド
 - (2) 所在地：オーストラリア、ニューサウス・ウェールズ州、シドニーライムストリート154階
 - (3) 代表者の役職・氏名：代表社員 ニール・アールジェイ・ウェレット
3. 本投資法人の対応方針及び今後の見通し
現時点において、本申立ての取下げによる本投資法人の業績への影響はありません。今後、適時開示が必要になった場合には、速やかに開示いたします。
本申立投資主又は本申立投資主が議決権（100%）を保有するさくら不動産投資顧問株式会社が、本投資法人又は本投資法人の執行役員を相手方として本日時点までに提起した裁判手続の概要及び本日時点までに下された裁判所の判決・決定等の内容については、参考資料として添付した「これまでの裁判手続の概要及び裁判所の判決・決定内容について」をご参照ください。

(参考資料)

「これまでの裁判手続の概要及び裁判所の判決・決定内容について」

以上

本投資法人のホームページアドレス：<http://sakurasogoreit.com>

「これまでの裁判手続の概要及び裁判所の判決・決定内容について」

ギャラクシー・ジェイリート・ピーティワイ・リミテッド（以下「ギャラクシー」といいます。）又はギャラクシーが議決権（100%）を保有するさくら不動産投資顧問株式会社（以下「旧資産運用会社」といいます。）は、本投資法人又は本投資法人の執行役員を相手方として、2020年3月12日までに、以下のとおり、計6件の訴訟の提起又は仮処分の申立てを行ってきました。その全てにおいて、2020年3月12日までに、東京地方裁判所又は東京高等裁判所の判決・決定が下され、又は手続が取り下げられています。

(1) 投資主総会決議取消請求訴訟

(a) 訴訟の内容

ギャラクシーが本投資法人を被告として2019年9月12日付で東京地方裁判所に提起した裁判であり、ライオンパートナーズ合同会社が関東財務局長の許可に基づき、2019年8月30日に開催した本投資法人の投資主総会（以下「ライオン招集総会」といいます。）の招集の方法及び決議の方法に法令違反又は著しい不公正が認められると主張し、ライオン招集総会において承認可決された第2号議案乃至第4号議案（執行役員杉原亨選任の件、旧資産運用会社との資産運用委託契約解約の件及びスターアジア投資顧問株式会社（以下「現資産運用会社」といいます。）との資産運用委託契約締結の件）の決議取消しを求めたものです。

(b) 判決の内容

2020年2月27日付で、東京地方裁判所は、原告（ギャラクシー）の請求を全部棄却するとの判決を下しました。

(2) 執行役員の職務執行停止・職務代行者選任に関する仮処分命令の申立て

(a) 申立ての内容

ギャラクシーが本投資法人及び執行役員杉原亨を相手方として2019年9月12日付で東京地方裁判所に提起した仮処分命令の申立てであり、ライオン招集総会の決議取消請求権を被保全権利として、その選任手続に瑕疵が認められる執行役員杉原亨による職務の執行を停止し、職務代行者を選任することを求めたものです。

(b) 決定の内容

2020年2月27日付で、東京地方裁判所は、申立人（ギャラクシー）の申立てを却下するとの決定を下しました。

(3) 投資主総会決議の効力停止及び執行停止に関する仮処分命令の申立て

(a) 申立ての内容

ギャラクシーが本投資法人及び執行役員杉原亨を相手方として2019年10月2日付で東京地方裁判所に提起した仮処分命令の申立てであり、ライオン招集総会の決議取消請求権を被保全権利として、旧資産運用会社との資産運用委託契約解約に係る投資主総会決議の効力停止及び現資産運用会社との資産運用委託契約締結に係る投資主総会決議の執行停止を求めたものです。

(b) 決定の内容

2019年12月9日付で、東京地方裁判所は、申立人（ギャラクシー）の申立てを却下するとの決定を下しました。申立人（ギャラクシー）は、当該決定を不服として、2019年12月23日付で東京高等裁判所に対して即時抗告を申し立てていましたが、2020年2月20日、東京高等裁判所において、即時抗告を棄却する旨の決定が下されています。

(4) 違法行為差止請求権を被保全権利とする仮処分命令の申立て

(a) 申立ての内容

ギャラクシーが執行役員杉原亨を相手方として2019年10月3日付で東京地方裁判所に提起した仮処分命令の申立てであり、違法行為差止請求権を被保全権利として、執行役員による、本投資法人及び旧資産運用会社との間の資産運用委託契約の解約に向けた一切の行為、本投資法人及び現資産運用会社との間の資産運用委託契約の締結に向けた一切の行為及び本投資法人とスターアジア不動産投資法人との合併の実現に向けた一切の行為の禁止を求めたものです。

(b) 決定の内容

2019年12月27日付で、申立人（ギャラクシー）は、自ら申立てを取り下げました。

(5) 資産運用委託契約上の地位に関する仮処分命令の申立て

(a) 申立ての内容

ギャラクシーが議決権（100%）を保有する旧資産運用会社が、本投資法人を相手方として2019年12月26日付で東京地方裁判所に提起した仮処分命令の申立てであり、旧資産運用会社が資産運用委託契約上の権利を有する地位にあることを仮に定めることを求めたものです。

(b) 決定の内容

2020年3月10日付で、東京地方裁判所は、申立人（旧資産運用会社）の申立てを却下するとの決定を下しました。

(6) 投資主提案議題等記載仮処分申立

(a) 申立ての内容

ギャラクシーが、本投資法人を相手方として2020年2月18日付で東京地方裁判所に提起した仮処分命令の申立てであり、少数投資主として有する議題提案権及び議案要領通知請求権を被保全債権として、ギャラクシーの投資主提案の内容を本投資法人の投資主総会に係る招集通知及び投資主総会参考書類に記載することを求めたものです。

(b) 決定の内容

2020年3月9日付で、申立人（ギャラクシー）は、自ら申立てを取り下げました

以上